

南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業

審査基準

平成 2 7 年 7 月

南 三 陸 町

## 目 次

第1	事業者選定方式	1
第2	審査の手順	2
1	審査の流れ	2
2	審査基準の位置付け	3
3	審査方法	3
4	審査体制	3
5	審査結果の公表	3
別紙1	提案書の審査項目等	4

## 第1 事業者選定方式

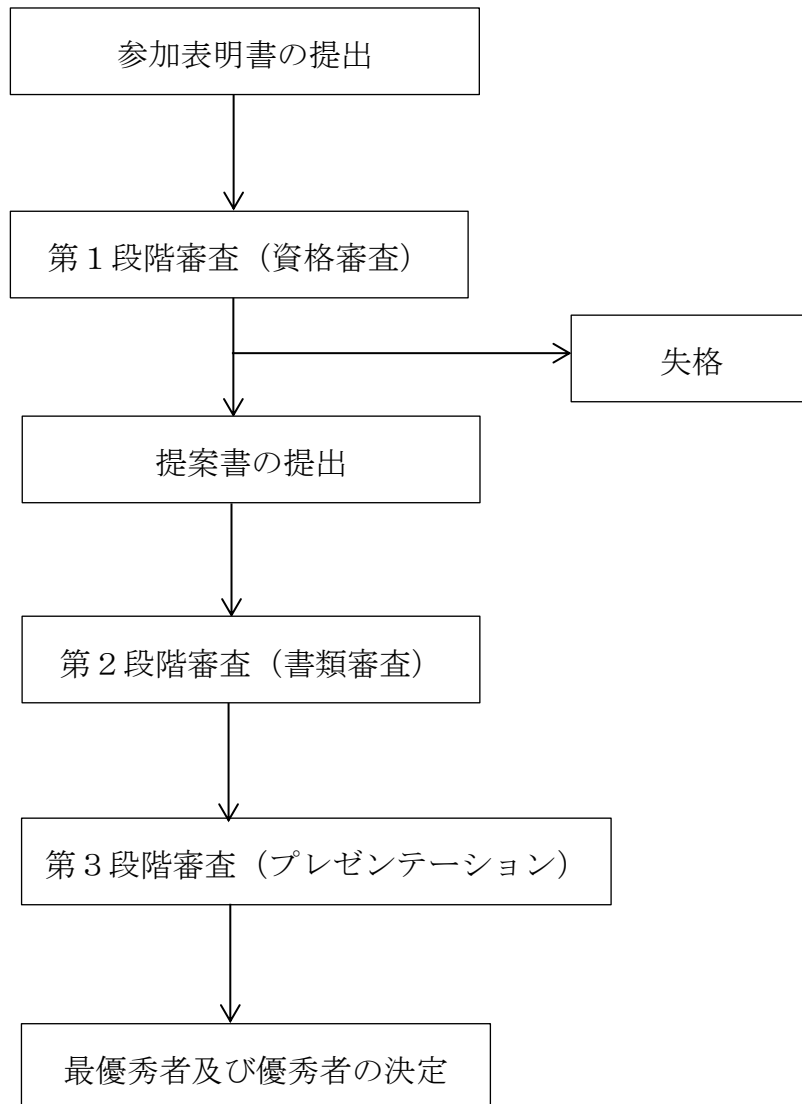
南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業（以下「本事業」という。）は、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、運営能力や経営能力を中心に事業者の幅広い能力を総合的に評価して選定する必要があることから、施設整備や運営についての具体的な提案を受け、書類審査及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、選定することとする。

事業者の募集及び選定の方法は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式を採用することとし、提案の審査は「南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）が行う。

## 第2 審査の手順

### 1 審査の流れ

審査の流れは、次のとおりである。



## 2 審査基準の位置付け

本審査基準は、南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を選考するにあたり、「南三陸町高齢者生活支援施設等整備事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）において、最も優れた提案者を選定するための方法、選考の基準等を示したものである。

## 3 審査方法

応募者から提出された参加表明書等及び提案書等に対して、資格要件、応募者の財務状況、事業計画、施設計画などの評価により審査する。また、審査は次の方法で行う。

ア 第1段階審査、第2段階審査及び第3段階審査を行う。第1段階審査では参加表明書等の審査を行う。第2段階審査では提案書等の書類審査を行い、第3段階審査へ進む上位5者を選定する。第3段階審査では提案書等に基づいたプレゼンテーションを行い、その内容の審査を行う。

イ 最優秀者及び優秀者の選定は、選定委員会の合議とする。

## 4 審査体制

学識経験者及び町職員で構成される事業者選定委員会を設置し、提案書等の審査を行い、最優秀者及び優秀者を選定する。

町は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

町は、優先交渉権者と基本協定締結に向けた協議を行う。協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議する。

## 5 審査結果の公表

選考結果は第3段階審査に臨んだ各応募者に個別に通知するほか、町ホームページにおいて公表する。

公表内容は、次のとおりとする。

- ・最優秀者及び優秀者
- ・応募状況
- ・最優秀者の選定理由

別紙1 提案書の審査項目等

評価項目(大)	評価項目(中)	評価の視点
事業全体の 実施方針	南三陸町における本事業実施 の意義に関する認識	南三陸町の現状や、町全域における高齢 者生活支援施設の位置付け・求められる 役割を踏まえた提案がなされているか
	地域経済への配慮、地域交流の 取り組み	地元人材の雇用、多世代間や関係団体と の交流等、地域経済の活性化に資する提 案がされているか
施設整備計画	設計内容、建築計画、施設面積	各機能・施設等の必要面積が確保されて いるか
	配置計画、平面計画、空間構成 計画	施設及び外構等のゾーニングが適切か。 施設の各機能が利用者の利便性を踏まえ て適正かつ合理的に配置されており、利 用促進が期待できる計画か
	災害公営住宅集会所との連携	災害公営住宅集会所と本施設の連携を図 るための具体的な提案、にぎわいを演出 するための工夫が提案されているか
運営計画	有資格者、スタッフの確保・配 置計画	各事業において有資格者やスタッフが確 保されているか
	デイサービスの運営計画、利用 者サービス	サービス提供方法、施設内外のサービス との連携内容その他特色ある取り組みが 提案されているか
	生活サービス提供施設の運営 計画、利用者サービス	サービス提供方法、遵守事項に定められ ている事業に対する具体的な取り組み内 容が提案されているか
事業の実現性	遵守事項に定められている事 業の実績	各事業における実績があるか
	事業実施体制、リスク管理	事業運営の長期継続が見込まれる事業者 か。高齢者等を取り巻く将来的な対変化 に対応できる事業者か